

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
第9回電力システム改革の検証を踏まえた
制度設計ワーキンググループ

日時 令和8年2月4日（水）10：00～12：00

場所 オンライン会議

1. 開会

○小柳電力産業・市場室長

ただ今より、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 第9回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループを開催します。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき誠にありがとうございます。本日のワーキンググループについても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っております。四元委員については途中退席と伺っておりますが、本日ご出席の委員は定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは以降の議事進行は、座長である山内先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長

山内でございます。よろしくお願いいたします。今日の議事でありますけれども、議事次第にありますように3つありまして、1つが量的な供給力確保の問題です。それから2つ目が経過措置料金と、3つ目が電力・ガス取引監視等委員会から建議が出た件ということがあります。

それでは議題1、小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方についてであります。これをまず、事務局添田課長からご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 議題

(1) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について

○添田電力基盤整備課長

電力基盤整備課長の添田でございます。資料3に基づいてご説明をさせていただきます。資料3の1スライド目をご覧ください。本日ご議論いただきたい内容について記載してございます。昨年、半年ぐらいこちらのワーキングでご議論いただいていた小売電

気事業者の量的な供給力確保の在り方ということでございますけれども、需要家への安定、継続した電力の供給、小売価格水準の過度な高騰の抑制、発電事業者の予見性確保といった複合的な目的を実現する手段として、小売事業者の方々に対して実需給の一定期間前に一定のkWhの確保を量的な供給力確保と呼び、こういうことを求めるということについてご議論いただいております。

具体的には、小売事業者さんに対して、実需給3年度前に実需給年度の想定需要の5割に相当する量、1年度前に7割に相当する量のkWhの確保を求めるということを原則としつつ、過去の一定期間の販売電力量の平均が5kWhを下回る小規模な小売事業者さんにつきましては、措置の運用開始から一定の期間について、実需給3年度前に実需給年度の想定需要の2.5割に相当する量、1年度前に5割に相当する量の確保を求めるということを事務局から提案をさせていただきまして、皆さま方からいろいろなご意見を頂いております。

これまでのご議論の中で、われわれ事務局の提案に対しまして方向性にご賛同いただけのご意見もあった一方で、小売電気事業者のビジネスモデルの自由度を阻害しないよう、ほかの案との比較検討など、さらなる妥当性の検証が必要であるというご意見もございました。

本日ににつきましては、こうした小売事業者の方々に対して量的な供給力の確保の履行、こういうことを求めた上で、どうやってそちらの方向に誘導していくか、そういう履行を促す措置として、これまでのワーキングで委員の方から頂いたご提案も含めてわれわれのほうで2つの案を考えてみましたので、それについてご議論いただきたいと思っております。

併せて、こういう措置を導入するに当たりまして論点となる以下3つの点についても今日ご提示させていただきますので、ご議論いただきたいと思っております。

1つ目は共同での調達。共同で複数の小売事業者さんが調達する場合の扱いと、それから確保する供給力の負荷形式。これは具体的に申し上げますと、再生可能エネルギーで調達しているkWhの扱いについてというものでございます。

2つ目は、想定需要に基づいて一定の規模のkWhを確保してもらうということを前提にしてございますけれども、その際に想定需要の取り扱いについてということでございます。

3つ目が、特に実需給3年度前についてはkWhの確保が1年度前に比べてより難しくなるのではないかとご指摘も頂いてございましたので、この点についての考え方もお示しをさせていただこうと思っております。

3ページに行ってくださいまして、まず最初のアジェンダというか、最初の論点でございます。履行を促す措置についてということです。小売事業者に中長期のkWh確保の履行を促す措置に関しまして、昨年11月28日に開催しましたワーキングの際に、委員の方から、小売事業者が求められるkWhを確保できなかったという場合に、多様なビジネス

モデルとの両立を図るという観点から容量拠出金の追加徴収という形を取ってはどうかというご提案を頂いてございます。

今回のワーキングにおきましては、小売事業者に対して先ほど申し上げた実需給3年度前に想定需要の5割、1年度前に7割と、小規模の方はその半分、あるいは半分程度に相当する量のkWhの確保を求めるとした場合に、その履行を促す措置につきまして過去頂いた提案を仮にA案とさせていただきまして、またもう一つ別の案をB案ということでお示しをさせていただきます。それを比較いただいた上で、ご議論いただきたいと思っております。

4スライド目が、まずご提案いただきました提案をA案としてまとめてございます。ご提案いただいた内容をわれわれのほうで少し咀嚼をして、文字にして記載したというのが4スライド目と5スライド目になります。

内容といたしましては、小売事業者の方々に実需給一定年度前に一定割合の供給力の確保を求めつつ、もし求める確保量を充足できなかった事業者の方々に対して一定の容量拠出金の追加的な徴収、ある一定の一種の経済的なディスインセンティブを与えるということにして、そちらの方向に促していこうという趣旨でございます。

徴収させていただいた金額は、容量市場の枠外で実施する追加供給力の調達、例えばこれまで実施してきたkW公募のようなものが念頭にあるわけでございますけれども、そういう費用に充てるということにはどうかというものでございます。

この場合、追加徴収分も容量拠出金の一部として構成をし、支払われない場合には電気事業法に基づく供給能力確保命令の発出を検討するということになるかと思っております。

このご提案の内容で、追加供給力調達の費用を達成できなかった小売事業者さんに追加的に徴収するという根拠でございますけれども、下の3点のように整理されると考えてございます。

追加供給力調達というのは、電力需給の逼迫が予想される局面で行われるものでございます。本来、需給が逼迫する局面ではスポット市場価格は大きく上昇いたしますけれども、追加供給力調達によりまして追加電源を確保し、スポット市場に供給される電力量が増えることにより市場価格の上昇を一定程度抑制する効果が得られると。

需給逼迫局面におきましては、中長期の取引の調達が多い事業者、従いましてこの規律との関係でいいますと、求められる確保量を充足した方と、スポット市場からの調達が多い事業者、充足できなかった方を比較した場合に、こういう追加供給力調達によって電力価格が安定化するという恩恵をより多く享受するのは、後者のスポット市場からの調達が多い事業者であろうと。従いまして、スポット市場からの調達が多い事業者の方に受益者負担としてその費用の負担を求めるといようなロジックで、追加徴収をするということだと理解をしております。

この案では追加徴収される金額の設定が重要だろうと思っております。金額が高す

ぎますと規律の強度が厳格になりすぎる一方で、低すぎますと規律の実効性が確保されない恐れがあると思っております。

続きまして5スライドに行ってくださいまして、この案を採用する場合に、追加徴収する額というのをどのような形で考えるかというところがあるかと思っております。充足できなかった確保量の程度、つまり一定の5割とか7割ということをもととして、そこにどれくらい足りなかったかということに応じて決定されるということが公平かなと思っております。つまり、確保量は一定程度確保しているのだけれども未達の分が少ない方は少ない負担で、未達が多い人は多い負担という形で比例的になるのが公平かなと思っておりますので、当該年度において充足できなかった量、未達のkWhと仮に呼びますと、それに比例する形で算定することになるのだろうと考えました。

それを前提にしつつその単価の設定をどうするかということで、2つほどオプションが考えられるかなと思っております。

1つ目は、まさに追加供給力調達に要した費用を分子に取りまして、それを未達のkWhの全国の総量で割って単価を出すというやり方があり得るかなと思っております。これは追加供給力調達の便益が確保量を充足できていない方々が最も受けているという前提の上で、追加供給力調達に要した費用を充足できなかったkWhに応じて負担するという考え方で、こういう単価の設定があり得るかなと考えたものでございます。

未達のkWhが分母の分増えれば、つまり充足できない事業者の方が増えるということになりますと、単価が下がって追加徴収の負担も下がるということになるかと思っております。逆に、未達のkWhが減れば、つまり充足できない事業者の方が減れば、単価が上がって追加徴収の負担も上がるという構造になるかなと思っております。ただ、未達のkWhの多寡によりまして、追加供給力調達の必要性とか調達量も変わる、分子の部分も変わりますので、そういう意味では費用がどういうふうに動くかというのはちょっとやりながら、やってみて変わる部分が出てくるだろうと思っております。

この追加供給力調達というのは、毎年度必ず実施されるかどうかということもちょっと分からない部分がございます。一方で変動があるということだと小売事業者さんの予見性を確保できないという可能性がございますので、予見性を確保しようとするすると、過年度の実績などを基にあらかじめ単価を決めておいて、未達の場合はこういう単価の金額を未達のkWhに応じてお支払いいただきますと決めて、お知らせしておくのが望ましいのかなと思っております。

それから2つ目の単価の設定の仕方が②でございます。中長期市場における平均的な取引単価と、スポット市場における平均的な取引単価の差額というものを単価に設定するという考え方があり得るかなと思っております。これは確保量を充足していれば、中長期市場で取引される価格でkWhを調達していたと仮定をし、その単価とスポット市場の単価の差分というのを未達量に乗ずるというやり方でございます。

これは市場価格に連動しますので、都市によって変動幅が大きくなる可能性がございます。

して、その場合には予見性、安定性が低くなる可能性があるかと思っております。また、そもそも追加供給力調達に要した費用とは関連性がない考え方になってございますので、そういう費用を受益者から徴収するという、そもそもの考え方とはちょっと整合しないオプションかなと考えてございます。

いずれにしましても、こういう考え方で金銭的にディスインセンティブを与えることによって誘導していくというやり方が、A案ということでございます。

もう一つの案がB案ということございまして、こちらを6スライド目でご説明をさせていただきたいと思っております。B案につきましては、一定の量的な確保を求めるところは同じでございます。確保量を充足できなかった方につきましては、電気事業法に基づいて指導、勧告した場合には公表するということの対処として、改善を求めていくというやり方でございます。改善が見られない場合には、電気事業法に基づいて供給能力確保命令の発出を検討するということがあり得るかと思っております。

ただしこの案を取るにしましても、求める確保量を充足できるようになるべく誘導していくというのが制度の目的でございますので、単年の未達をもって即時に指導、勧告の対象とするのではなく、未達の程度、期間あるいは中長期取引の実情といったものに応じて調整するということが必要になってくるだろうと思っております。

例えばでございますけれども、確保量からの未達が著しく、かつ複数年にわたって継続している事業者を対象に指導、勧告を実施するというようなやり方が考え得るのではないかとと思っております。

ただ、どのような場合に指導、勧告の対象になり得るかということにつきましては、ガイドライン等で整理をし、中長期取引市場での取引の度合いですとか小売事業者の方々が中長期でのkWhを確保している程度などを踏まえて、更新あるいは調整ということが必要になるだろうと思っております。

また、小売事業者の方々の多様なビジネスモデルを阻害しないという形をどうやったら実現できるかということについても、そのあたりの細かい運用というのも、実態を踏まえてガイドライン等に盛り込むよう検討する必要が出てくるだろうと思っております。以上がB案というもう一つの提案でございます。

7スライド目、これは事務局のほうで、われわれが考え得る両案の比較ということでお示しさせていただきました。A案ですけれども、求められる確保量に未達でありましても、容量拋出金の追加徴収額を支払えばそれまでのビジネスモデルは継続が可能になるだろうと思っております。また、追加徴収額の単価をうまく変更させることができれば、規律の強度を調整できるという点もあろうかと思っております。

一方で、適切にインセンティブが働くような水準に追加徴収額を設定するということが誘導措置としては必要になってくると思っております。また、ある特定の時点で徴収を求める対象の小売事業者さんですとか、幾ら徴収するかということを確認させる必要がございますけれども、そうしますとその特定の時点の前と後で、その時点での状況によって

幾ら取るかということを決めなければいけないということになりますけれども、各事業者さんのいろいろ個別のご事情というのもあるかと思ってございまして。

例えば、実需給3年度前の時点で未達であったのですが、実は調達を交渉中でありましたというケースですとか、中長期市場での調達に取り組んでいたものの調達が難しかったケースといったようなこと、いろいろ想定されると思いますけれども、こうした個別事情に配慮した柔軟な対応というのは相対的なものでございましてけれども、相対的には難しいのかなと考えてございます。

一方、B案でございましてけれども、こちらは逆に各事業者さんの個別事情に配慮しながら指導、勧告を実施する、調整するというところで、柔軟な対応は相対的には取りやすいのかなと思ってございまして、一方で予見性を担保するという観点では、ガイドライン等で指導勧告に至る要件など相当明確化しておく必要があるだろうと思ってございまして。

また、ガイドライン等の中で小売事業者の多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどういうふうに講じるかといったようなところが、ビジネスの実態に即しつつ公平性を阻害しないような検討が求められるという面で難しさもあると考えてございます。

制度実施の初期段階におきましては、中長期取引市場を含め、中長期のkWhをどの程度確保できる環境にあるか、あるいは未達の小売事業者さんが存在したとして、求められる確保量との関係でどの程度未達であるかといったような、実際の状況を見極めながら措置の強度を調整するという必要が出てくると考えられます。

こうした観点を踏まえますと、A案とB案いずれが妥当と考えるかご意見を頂ければありがたいと思ってございまして。どちらかに限るということでもないかもしませんので、組み合わせですとか、あるいはそれ以外のやり方ということももしございましたら、そういった点も含めて幅広くご意見を頂ければ幸いです。以上が1つ目のテーマでございまして。

それから次、2つ目でございましてけれども、複数事業者さんによる共同調達という論点でございまして。こちらは過去のワーキングの中でも、委員の方から複数事業者による共同調達といったようなことを検討してはどうかというご提案を頂いてございました。

実際、小売事業者さんの中には、需要バランシンググループというものにお入りになられて、電源の調達をこのバランシンググループの親事業者というか代表者に委託をしているというケースもあると我々は承知をしております。

こうした実態を踏まえますと、確保量を充足しているかどうかということについて、バランシンググループのような形態を含めて、バランシンググループに限りませんが、そういうものに代表される共同での調達ということの評価するということを認めてはどうかと考えてございます。

具体的には、共同で調達を行う複数の小売事業者さんの合算した需要に対して、求められるkWhを確保できていれば、共同調達を行っている小売事業者さんは一体としてこの量的な供給力を充足しているという形で評価をしてはどうかと思ってございまして。こうす

ることによりまして、個別の会社さんではなかなか中長期のkWhを確保していくのは難しいという事情があったとしても、共同調達という手段を通じて履行が可能になる余地が広がるということが期待されるのではないかと考えてございます。

なお、共同で調達しているような実態ですとか、その履行状況の確認をどうやってやるかということですか、あるいは二重計上というものをどうやって排除するかと、そういった技術的な論点も当然ございますけれども、こういう方向性が良いのではないかと考えてございまして、BGの運用実態などを確認した上で、さらに検討を深めるような形にしていきたいと考えてございます。

次の論点にまいります。10 スライド目でございます。確保する供給力の負荷の形式についてということでございます。これは今年の7月4日のワーキングの中で、われわれ事務局からこの量的な供給力確保の提案を最初に行わせていただいた際に、小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する供給力の負荷の形式は問わないことを基本としてはどうかという提案をさせていただいてございました。

この点に関しまして、再エネ電源で確保したkWhというのは対象に含まれるのかどうかという点につきまして事業者の方から問い合わせを頂くことが多いので、この機会に明確化を図ればと考えてございます。

再エネ電源を現在供給力の主力として調達しておられる小売事業者さんが既に一定程度存在しているという実態があると、われわれは認識してございます。また、政策的にも再エネを主力電源として拡大していこうというのがエネルギー基本計画の方向性でございますので、そういう実態ですとか、今後そういう意味では再エネのkWhも増えていくということになると思いますので、小売事業者さんの調達の自由度を確保するためには、確保を求めるkWhというのは電源の種別は問わず、再エネ電源、この場合はFIT電源とかFIP電源も含めてでございますけれども、計上が可能と整理してはどうかと考えてございます。

なお現在の供給計画におきましても、kWhに関しましては、各電源とも調整係数等を乗じることなく調達見込み量の算定報告を求めております。そこはちょっとkWとやや扱いが違うのですが、そういう今の供給計画との整合性の観点でも、再エネのkWhと火力のkWhをあえて取り扱いをたがえるということにはしないという整理が適当ではないかと考えているところでございます。

続きまして11 スライド目でございます。想定需要についてという論点でございます。これまで小売事業者の方々に確保を求める供給力の割合を求めておりますけれども、その算定の際に想定需要の何割ということをご提案してきてございました。これまでのご議論の中でも、確保義務を逃れるために想定需要を歪めるようなことにならないよう留意して制度を設計する必要があるといったご意見を頂いてございまして、小売事業者の実務的な負担ですとか公平性の確保、あるいは行政コストを勘案して、どういう算定方法が適切かということが論点となっております。また、意見募集の中で、3年後とか1年後の想定需要

を正確に想定するのはなかなか難しいというご意見も頂いているところでございます。

今、供給計画を小売事業者さんに出していただいておりますけれども、供給計画の中では算定の考え方みたいなものをお示しさせていただいた上で、小売事業者の方々には 10 年間の想定需要というものを記載していただくという形になってございます。

従いまして 1 つのやり方としては、今の供給計画の考え方を踏襲する形でエネ庁あるいは広域機関において想定需要算出の大まかな考え方をお示しし、各社さんにてその考え方に沿って需要を算定していただくという案が考え得るかと思っております。

この案は今の供給計画と整合的であるわけですが、一方で、当然大きな考え方をお示しするものの、それぞれ算定される各事業者さんには一定の裁量がございますので、恣意的な算出を排除できるかというやや課題があるだろうと考えてございます。もし恣意性を排除しようとしたしますと、こういう想定需要というものをを用いるのではなく、直近の販売実績を基にして 5 割とか 7 割といった割合が確保できているかということの評価するという案も考え得るところでございます。

一方この案ですと、実需給で想定される販売量とは過大、過小、両方あると思っておりますけれども、そういう乖離した kWh の確保を求めるという場合も当然出てき得ると思っておりますので、そういう恐れがあるということでございまして、これはいずれの方式が妥当と考えるかということについて委員の皆さま方からのご見解を頂ければありがたいと思っております。

最後、12 スライド目でございます。実需給 3 年度前の kWh の確保という点でございます。第 7 回のワーキングの議論の中で、実需給の 3 年度前において確保が求められる kWh を、こういうことを求めたとして、充足できるような中長期取引の手段が提供されているのかどうかという点についてご指摘を頂戴してございました。

現在、旧一電等の方々で実施されている内外無差別卸でございますけれども、長期卸のメニューとして 3 年後以降に受け渡される商品が約定しておられる事業者さんもあると認識してございますけれども、提供しているけれども約定に至っていないパターンですとか、提供しておられないという事業者さんも存在しているというのが現状であると認識をしております。

第 7 回のワーキングで事務局からお示しをさせていただきましたけれども、中長期取引市場をこれから開設しようとしてございますけれども、この開設から当分の間は、販売電力量 5 億 kWh 未満、小規模な、規模の小さい小売事業者さんの総販売量が大体 250 億 kWh ということがございますので、これを勘案しまして一定規模以上の発電事業者さんからは原則として販売電力量の 10%、つまり約 800 億 kWh の拠出を求めようということを議論いただいていたところでございます。

こういう形で、内外無差別卸ですとか中長期取引市場という形で小売事業者さんが中長期の kWh を確保するための環境を整えていくということでございますけれども、こういうことを引き続き、3 年度前あるいは 1 年度前も含めてですけれども、安定的に kWh を

調達できる環境を整えていかなければいけないのだろうとっております。

今、中長期のkWhの確保を求めるこの議論をいただいている制度の開始ですけれども、事務局としては2030年度の供給計画からの開始を想定しております。下にちょっとスケジュール、過去のワーキングでお示しさせていただいたものを改めて記載してございますけれども、2028年から中長期取引市場での取引が開始されて、その様子を見た上で2030年度の供給計画から割合を確認していくということを考えてございますけれども、それまでの間に継続的にこういう中長期の取引ができていくかどうかという状況を検証しながら、必要がありましたら発電事業者さんに対応を何かお願いするというのも含めて追加的な対応を検討するということにはどうかと考えてございます。

そうした対応を講じて、なお3年度前や1年度前のkWh確保が難しいということがありましたら、もちろんその要因がどういうところにあるのかということをよく分析した上で、確保を求めているkWh量の検証、その量でいいのかどうかということ、それからあるいは経過措置や激変緩和措置というものが必要なのであれば、そういうことを入れるかどうかという検討を行うこととしてはどうかと考えてございまして。

2030年度までの間にそういう中長期のkWhが確保できている状況になっているかどうかということ、そういう環境整備を引き続きやりつつ、検証もしながら、最終的にどういう措置を入れていくかということをもた状況を見ながら検討していくということにはどうかと考えております。以上が事務局からのご説明になります。

では、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○山内座長

ありがとうございました。ということで、供給力確保の問題、それには案を2つ頂いて、その他幾つか論点があります。これについて、それでは皆さんから、ご意見、ご質問等受けたいと思います。チャット欄でお名前頂いて、それでこちらからご指名しますのでご発言願いたいと思います。いかがでございましょう。

高橋委員、どうぞご発言ください。

○高橋委員

高橋でございます。後ろから順番に申し上げます。実需給の3年度前のkWhの確保については、事務局のご提案で結構だと思います。想定需要の取り扱いにつきましては、現実的なことを考えれば、過去の実績を基にして考えるのが一番やりやすい形なのではないかなと思っております。それから、共同調達については、私がかかなり前からお願いしていたことについて実際にご検討いただくことになり、ありがとうございます。お礼申し上げます。

なお、その検討の際には、共同ということですので、運営上のトラブルが様々に発生する可能性はあると思っております。例えば、一部の参加事業者が勝手に撤退して

しまった場合にそれをどのように処理するのかというようなことについて、モデル約款のようなものを出していただく。そのほかにも、共同運用の中で出てくるいろいろなトラブル等についてこういうふうに対処することが適当なのではないかということは、中小の人はよく分からないところがあると思います。よって、共同調達がしやすいように、モデル約款のようなものを実際に示していただくと共同調達が進むのではないかと考えています。よろしく願い申し上げます。

電源種については区別しないということで、私は賛成いたします。

最後に、一番大きな論点である履行確保の話についてです。競争秩序に違反した場合の不当利得のはく奪については、独禁法とか金融商品取引法とかで既に先例があります。経済秩序の維持のために金銭的なディスインセンティブを与える手法は極めて有効であることは、他の領域でも認められていることだと思います。

ただ、独禁法も金商法もご承知のように、当初は不当利得を徴収するというところから始まりましたが、その時にも行政上の措置ですのでざっくりとした取り方を決めました。総売り上げの何パーセントみたいな形で、大手の場合は何パーセント、中小の場合は何パーセントみたいなざっくりとした利益はく奪の基準になっています。

さらに、最近、制裁的な要素を強化してきており、行政上の措置として履行を確保する場合に金銭的インセンティブが有効だということはあるのですが、その場合に基準については、行政上の措置ですので複雑にしないほうがいいのではないかなと思う次第です。

よって、制裁的な効果というか、抑止効果に注目して基準を定めることが適当であると私自身は思っています。例えば、市場の調達を適正に行わないことによって市場を不安定化させるリスクを生じさせる行為という観点から、例えば、不安定化のリスクが発現する事象が10年に一度起きると想定し、その際に、国民経済上このぐらいのマイナスが生ずるということを合理的な形で計算し、それを10年で割って総売り上げ量と未達量で掛ける、といった形もあり得るかと思う次第です。

この辺やり方は様々に考え得ると思いますので、少し慎重に、負荷金の取り方、徴収金の取り方の基準についてご検討いただければありがたい、というのが私の見解でございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。それでは次は五十川委員、どうぞ。

○五十川委員

ありがとうございます。ご説明いただき、ありがとうございました。何点かコメントいたします。3ページ以降、履行を促す措置について。元々想定されていたのはB案に近いものだと思っていましたが、今回新たにA案という経済的ディスインセンティブを用いるアイデアが提示されています。義務と言いつつ、ある種ソフトな制約を課するというA案の

アイデアは、事業者によって異なる効率的な反応を促す余地があり、1つ有力な考え方であるように受け止めました。

一方でA案の場合には、記載されているように追加徴収をどうするかという点が大きい論点になっています。この点、5ページに提示されている1の考え方は、負担割り当ての面からは理解できるところでありますが、そもそもkWhの話ではあるので、ここでkWの概念と結びつけるのはやや気になるところでもありました。

ただ、ほかに有力なアイデアがなければ、4ページにあるような論理構成の下、追加供給力調達のコストと紐付けるのは1つなのかもしれません。ただしその場合も、実際の運用において単価をどのように設定するのかは議論する余地が残っていると思います。

ここでの①は、充足できない事業者が少ない場合、極端には1社だけの場合、単価が跳ね上がるような構造になっていると思います。しかも、これがほかの事業者の行動に依存していて予見可能性が小さいとすると、結果的には追加徴収の極めて大きいリスクが付随するということも考えられます。そのため、①と比べて②のほうが予見性、安定性が低いというのも本当にそうなのか、若干よく分かっていないところがあります。

先ほどの委員の発言にもありましたように、ストリクトな制約にすることならリスクを高めるという方策でもいいのかもしれませんが、①の相対的なメリットの1つが予見性、安定性だとすると、この形のまま運用すべきかは考え方があるように思っています。

そのほかの論点についても少しコメントをします。共同調達については基本的に良いように思うのですが、書かれているように、履行状況の確認など技術面を丁寧に設計する必要があるかと思います。前段と関わる部分で、履行できなかった場合にどうするのかというのをも併せて考える必要があります。

もう一点、想定需要については両方の考え方があると思いますが、実績ベースの設計をそのまま適用すると、相応に混乱が生じる可能性もあるのかなと思っています。実績ベースを基本としつつ、ある程度個別の事情に対応する余地を残すというのも1つだと思います。

また、販売実績が将来の確保義務に影響するという構造によって、事業者に追加的な動学的インセンティブが生じる余地もありますので、実績ベースを検討する場合はその点も考慮した議論が必要かと思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

どうもありがとうございます。次は、爲近委員どうぞ。

○爲近委員

すみません。爲近です。今回ご提案いただきました複数事業者による共同調達などについては異論はございません。想定需要につきましても意見をということでしたけれども、

こちらは過去の販売実績をある程度参考にして決めていくというのは現実ではないかと考えております。

大きなトピックになりますけれども、供給力確保の履行を促す措置につきましてA案とB案をご提示いただきましたので、これについて私の意見を申し上げます。私は今回のワーキングの前提としまして、エネルギーの安定供給という観点からの燃料確保、そして火力発電のファイナンス、そのための火力発電の需要確保、そしてそのために中長期取引市場を設計することがあるというのが前提にあると理解しております。

この理解の上で、今回ご提案いただきました履行を促す措置としましては、そういう観点からB案のほうが望ましいのではないかと考えております。というのも、A案の場合は、例えばですけれども、ペナルティーを支払って供給量確保をしないという小売事業者が出てくるのが考えられます。供給量確保できなかったことがそもそも故意で、要はそのほうが得だからそうしたのか、得というのはあれですけれども、あえてしなかったのか、それとも結果的にそうなってしまったのかという判断は非常に難しいということがあると考えています。

またそれが少なければいいのですけれども、多くの小売事業者が供給力を確保しない、スポット等で確保し始めますと、結局今回設計しようとしています中長期市場の参加者というのは減りますし、その結果、燃料確保や火力発電の需要確保ということが難しくなってくるかと考えております。

B案でしたら、ある程度厳格である必要はあるのですけれども、A案よりはモラルハザードは抑制できるかと思えますし、今回懸念事項でありました個別のビジネスモデルはこちらでは勘案できるということですので、私はこちらの観点からB案が望ましいと考えております。ありがとうございます。以上になります。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは次、松村委員どうぞ。

○松村委員

はい。まず一番大きな問題になっているA案、B案については、私は自分がA案と言ったからということもあるのですけれども、A案のほうが優れた案だと思っています。

まず根本的にスポットに依存するのがすべからくある種の違法行為だとか、あるいは望ましくない行為だと位置付けている人たちがいて、それによって供給力が確保できなくなると考えている人たちがいるということはある意味で驚きだと思います。私はそのようなことでは決してないと思います。

供給力の確保はちゃんと容量市場で確保されており、そのkWの部分に関しても投資のインセンティブに関しても、そこで確保するという整理に元々なっていたはず。その拠出金というのはちゃんと払っている。スポットに依存している人たちが、すべからくある種

供給の安定性を損なっているという考え方自体が根本的におかしいと思います。

前回も言いましたが、ビジネスモデルによっては一定程度スポットには依存するけれども、そのような不都合をもたらさないある種望ましいビジネスモデルもあることを具体的に挙げたつもりです。そのようなものも強制的に、ある種供給力を確保させることでそのような事業を成り立たせなくすることというのが、安定供給の観点から見てもマイナスで、効率的な電力市場という点からもマイナスということは十分あり得ると思います。

B案であればそういうものに対して考慮し、そのようなものは大丈夫ですと、一つ一つ確認してやっていける、そういう柔軟性があるというのは1つのメリットではあると思います。しかし逆に言えば、行政に大きな裁量の余地があるということだと思います。こういうビジネスモデルなら大丈夫なのでしょう、こういうビジネスモデルなら大丈夫なのでしょうということは出てきて一つ一つ行政が判断することになる。B案は、リジットにやれば本来望ましいビジネスモデルも含めて破壊するし、緩やかにやるということがあったとすると、ある種本来は中長期が望ましいようなビジネスモデルで自分たちも自覚しているからちゃんと調達していますという、ある意味で順法意識の高い人は負担になるけど、順法意識の低い人たちが、取りあえず数年間やればいいやというような人たちは負担を免れるということになりかねない。事業者間の公平性を大きくそぐ可能性というのも十分ある制度。そういう裁量的な制度だということは十分自覚する必要があると思います。

さらに、もう一度繰り返しますが、A案で出てきているのは、本来はスポットで調達すべきなのに調達しないから罰を与えるという発想はなく、スポットに依存することによって得られる利益をある種フリーライドしているという面があるとすれば、その分はちゃんとコストを負担する。そのコストを負担してもなおやれるビジネスモデルだとすれば、それは望ましいビジネスモデルである可能性は十分あるけれども、しかしそのような本来負担すべきコストを負担するとビジネスモデルとして成り立たなくなるものは、ある意味でフリーライドを前提としないと成り立たないモデルなので、そのようなモデルは消えていくことがあったとしても社会的に非効率的ではない。

そのような選択を裁量的にするのではなく、合理的にコストを負担した上でもちゃんと成り立つビジネスモデルなのかということ、合理的な行動ができるビジネスモデルなのかということを考えていくことだと思います。

その意味で、ある種の公平性を損なう可能性がB案に一方であり、一方で社会的に見て望ましいビジネスモデルを破壊するという面もあり、いろいろな意味で大きな弊害があり得る案だということを自覚した上で、B案を支持するべきだと思います。

さらにA案については、まず未達の量で割るという発想が良くないというのは五十川委員のご指摘のとおりだと思いますが、私自身が元々言った時にはそのようなことを言ったつもりはありませんでした。

さらにX年の課金を考えるのであれば、当然その料率、料金は3年前の調達の前にいったん決められるということになると思います。その上で、それで十分でなかったというこ

とがあれば、上げることも当然将来に向けては考えられると思いますが、その時点に関しては当然固定されていることになり、事後になって急に大きくなるなどというようなことはそもそも制度として作るべきではないと思います。

しつこく言いますが、これだとスモールスタートというのは、低い料率から始めて、それでうまく機能しないということであればこれを上げていく、実際に機能しなかったという事実を踏まえた上で上げていくことにできるので、うまく対応できると思います。

またこの上げ方というのは、中長期市場というのはどれぐらい発達したのかというようなことを前提において、十分機能しているのにもかかわらず買い手の側の問題でこんな状況だということであれば上げなければいけないことになるし、売り手の問題で十分に機能していないとすると無茶に上げられないという判断も可能になると思います。

いずれにせよ、これだととても透明になるわけですが、B案だとすごく不透明な制度になるということと、裁量の余地がすごく大きい。でも一方で、裁量の余地をすごく狭めると、ある種公平性というのは高まるかもしれないのだけれども、ビジネスモデルを破壊するという効果ははるかに大きくなるということになる。

さらにB案だと、長期的にはそれでも何らかのペナルティーが来るのだということだとすると、取りあえず短期に稼げればよくて、長期にはうざいと言われるならもう撤退しますというような事業者にとっては大して痛くもないけれども、ちゃんと真摯（しんし）に長期的にやっっていこうと思っている事業者で、このようなことをやられると本当にそのビジネスが制約されてしまうという人に集中的に負担をかける制度になりかねない。これを十分自覚の上でB案を支持すべきだと思います。

一方で、B案のほうだと柔軟に考えられるといういい点というのは、中長期市場というのがちゃんと発達することがなかった時にあまり厳しくインプリメントしないと。それが十分発達して、そういうようなものがリーズナブルな価格でアベラブルなのにもかかわらずそれを利用しないということに関して、ある種強いパニッシュメントを与えられるという、そういう柔軟な対応ができるという点は確かにもっともだと思います。

今の内外無差別の卸売というのを見ていけば、ある程度機能するのではないかということとは一定程度期待できると思います。しかしベースロード電源市場の様相を見ていけば、それは買い手の問題でもあるけれども、売り手に関しても相当なことがあったということは、もう既に公開の別の会合などでも明らかになったようなこととでもそうですが、恐らく私たちにはアクセスできないようないろいろな秘密情報が将来もし開示されるなどということになれば、相当に問題があったということは自覚されるようになると思います。

そのような状況下で、中長期市場が本当にうまく機能するのかよく分からない状況で、課金をこんなに早く決めてしまうのではなく、その状況を見極めた上でインプリメントするという、ある種の柔軟性があるほうが良いということであればB案もあり得ると思いますし、B案で始めて、それでも著しい不公正だとか、あるいはビジネスモデルを破壊する効果が大きすぎるということであればA案に移行するとかということもあり得ると思いま

すが、私はB案には相当大的な問題があると思っています。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次、大橋委員どうぞ。

○大橋委員

中長期における安定供給確保義務に関してですが、これは、小売電気事業者が義務を有するのだという点をまず前提として理解した上での制度設計の議論だと思っています。

この安定供給確保をする方法ですけれども、さまざまな確保の方法があるべきだと思いますので、そうした相対、卸取引が可能になる姿になる必要があると思います。内外無差別規律がそうした多様な調達方法を妨げるべきではないと思います。確保義務が履行できない場合には、義務履行がなされないことに対するしっかりとした電気事業法上の措置が必要だと思います。

その点で、B案にある事業法上の指導、勧告という点の表記は、私は納得がいくものだなと思っています。他方で、義務履行に対するペナルティーという考えが必要だと思います。このペナルティーは、自ら調達することができない事業者に対して、相対ですけれども、相対で調達することができない事業者に対して、どのような制度を考えるかということと、ほぼセットで考えられるのかなと思っています。

自ら調達できない事業者に対する制度的措置ですけれども、これの想定需要分、今回案を頂いていて、私は直近の販売量で概ねいいと思いますが、故意に操作できない想定需要分を中央集権的に割り当てるといって、容量市場に近い考え方を取ることが考えられると思います。

現在、容量市場は4年前のkWを1年間確保するというので、具体的には広域機関が設定した目標調達量分のkWを確保するとなっています。その調達したコストを容量拠出金という形で小売事業者に負担してもらおうということですが、中長期の供給力確保を軸として考えてみた時に、このkWの調達方法も、包括検証を踏まえて本日議論している量的確保の方法と合わせて変更したらいいのではないかと考えています。

その上で、私は容量市場の制度設計を、kWの調達とともにkWhを調達する姿にすることも考えられるのかなと思います。こうした姿は、過去にアジェンダに載った中長期取引市場を容量市場に溶け込ませる形での制度設計になりますけれども、制度設計はやはりより簡素で分かりやすい制度のほうが私は効率的だと思いますので、ある意味、制度のスクラップアンドビルドをしっかりやって、効果的な制度設計につなげていただくと、これが私は大変重要かなと思っています。

最後に、供給力確保義務あるいは供給力確保ということなのですが、これはやはり相対が基本軸にあるべきだと思います。そういう意味でいうと、市場というのは相対の補完的な制度であるというこの基本ラインはやはり外すべきではないのかなと思っています。

す。以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は田村委員、どうぞ。

○田村委員

みずほ銀行の田村です。ご説明いただき、ありがとうございます。ではコメントいたします。まずは複数案のご提示をいただきまして、ありがとうございます。ここで改めてではあるのですが、今回の小売電気事業者さんの量的な供給力の確保義務を担う目的というのは何だったのかということを考えてと思います。

そうすると、需要家さんへの安定した電力の供給であったり、小売価格の過度な高騰の抑制、発電事業者の予見性確保と資料にも記載されているとおりだと思います。この出発点を踏まえつつ、実効性のあるワーカブルな設計になっているのかどうかということが制度においては重要だと思っております。また同時に、性善説では制度は作れないと思っておりますので、つまり故意に意図的に制度の抜け穴を抜けて利する人がいるというのは違うのであろうとも考えております。

ということは、いろいろ思うわけなのですが、A案について、A案とB案というのはありますけれども、やはり小売の電気事業者の方々というのが700社強いらっしゃるということであったり、また彼らを取り巻くステークホルダー、例えばですけれどもわれわれ金融機関とか、もちろん電気を使う方々とか、いろいろな方がいらっしゃるわけですが、そういう人たちが分かりやすい制度であるということは、実際に運営をしていく上では必要だと思っております。

これは単に、ほかの委員の方々は皆さんしっかりご理解をされていて、ちょっと私から分らないだけかもしれませんけれども、理解としては難しいなというのが初期的にちょっと思ってしまったところでもあったので、そのようなコメントをさせていただいております。

また、行政機関がこういった運営やモニタリングということを担当していく、またお金の受け払いがあるということ。お金の受け払いがあるということは、結構負担がモニタリングとしては発生いたしますので、このあたりも含めて本当に実務的にワークするのだろうかというA案については思うところでございます。

B案に関してですけれども、監督指導をするということが十分にワークするのだろうかということはあるかと思えますし、もちろん700社いる方々の中で未達成の方に対する監督指導という形にはなりますけれども、既に議論されているような中長期市場ですとかさまざまな市場、または相対の取引が十分にうまくいかなかった場合に、量的な確保義務ができない人がいた時に、そういった方が多かった場合に実際どうワークさせるのかという問題はあるのかなとは思っております。

ただその中で、やはり市場がうまくワークしなくて調達できなかったとか、いろいろと努力はしたのだけれどもできなかった方と、ちょっと冒頭のほうで申し上げておりますけれども、意図的に抜け穴を抜けるような感覚の方というのは違いがあると思っております。

例えば融資をしている時に設定するような条件で考えますと、何らかの事象で1回できないということはあるのかなと思いますけれども、2期連続とか3期連続で達成できないということになると段階的にペナルティーをつけるような、そういった考え方もあるのではないかなと思います。またその際にも、そもそも達成しようということを努力されていたとか、または故意ではないことだったのかというようなこと、このあたりというのは十分加味していく必要があるのではないかなと思います。

いずれにいたしましても実効性があるものであるということと、そもそもこの制度措置を何のためにしているのかということ、ここが両方満たされる制度であるということが重要ではないかと考えます。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。常峰委員、どうぞ。

○常峰委員

常峰でございます。ありがとうございます。2点コメントさせていただきます。

まず、A案、B案というところなのですけれども、A案もB案も取り得ると考えておりますけれども、例えば制度導入の当初はB案で進めて、小売事業者の義務の履行状況であるとか、履行できない場合の実態、その要因などをしっかり分析していただいて、その上で必要に応じて金銭的な措置を講じていくというようなやり方もあるのではないかなと考えております。

2点目、想定需要に関してでございます。提示いただいた2案につきましては、小売事業者の実務負担であるとか行政コストを踏まえると、やはり直近の販売実績に基づく方法という形が客観性があり良いと考えております。

また一方で、実務上の弊害もあると思っております。例えば、今後事業廃止を検討しておられて需要の減少が明らかな事業者がいるのであるとか、事業拡大が明らかな事業者がいるというような状況が考えられるということです。こういった場合の例外的な対応を設けるかどうかということについては、事業者の方々の意見も聞きながら対応を検討していただきたいと考えてございます。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。次、秋元委員どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございます。秋元です。まずは丁寧な検討をいただいて、事務局におかれましては深く感謝申し上げたいと思います。その上でA案、B案というご提案があって、原則論から考えるとやはりA案かなという感じはするのですけれども、それぞれメリット、デメリットがあって現段階でどちらを強くという感じではないのですけれども、その上でちょっと課題意識を申し上げたいと思いますけれども。

そもそもちょっとA案、B案ではないのですけれども、A案の中で、②のほうでスポット市場と長期市場の差分を取るという意味からすると、以前にも申し上げたように、そもそもスポットが不当といったらあれなのですけれども、適切なコストを反映していないのでその差分が生まれるということで、その差分を埋めようという発想が②だと思うのですけれども。

そういう面で行くと、そもそもスポット市場を適正なところに引き上げるということが、よりシンプルでいいのではないかなという感じはどこかでまだ持っているので、もちろん議論が進んでいて、その中でより取りやすい対応ということは考えていったらいいと思いますけれども、やはり制度がどうしても複雑化していくというのはあまり望ましいことではないと思っていますので、全体としてどういうやり方がいいのかというのはもうちょっと考えていきたい、いってほしいなと思うところです。

その上で、B案というのは現実的には取りやすい形かと思うのですけれども、やはりこれまでも議論があったように、ガイドラインをどう書くかというのは非常に悩ましいところで、適正な事業者をちゃんと育成しながら不適正なものを排除するようなガイドラインの書き方ということがもう完全に肝になってくると思いますけれども、そこが非常に難しいということと、書き切れない場合にはやはり行政の裁量が非常に強くなって、そこはまた予見性が立ちにくくなるという課題があると思います。

すみませんけれども、A案、B案どちらがというのははっきり今時点で申し上げられないのですけれども、両方やはり一長一短あって、よく考えていく必要があるかなと思いました。

その先ですけれども、8ページ目等での共同調達の話ですけれども、これはこの形で進めていただければと思いますし、再エネを含めるということも適切だと思います。他方で、再エネを含めていくということでいくと小さい発電事業者があるわけで、そこは供給計画の提出義務がないという事業者もあるわけで、そうするとそこで調達しているという事実を確認するすべがないのではないかという気もして。

要は小売のほうは言いつばなしになって、それが本当に調達できているのかどうかということが確認しにくいということもあるかなと思います。そうするとJ P Xでの調達比率がどうかとか、そういった評価を合わせながら評価をしていくことになるのかなという気がしますが、それも行政コストが結構かかってくる可能性もあるので、そこも含めてやり方ということを考えていく必要があるかなと思いました。

あと 11 ページ目の需要のところですが、直近の販売実績でやるほうがやはり妥当だろうとは思いますが、やはり需要が低下していく場合にどういうふうに特別な配慮をするのかということも考える必要があると思いますので、完全に直近の実績量で固定というわけにもいかないと思いますので、そのやり方というものをうまくやっていく必要があるかなと思いました。

3 番目のところですが、内外無差別卸のところとの関係も書いていただいて大変ありがたいと思いました。その上で、内外無差別卸の場合は 3 年間固定なのか、3 年後の 1 年間なのか、ここは中長期市場と内外無差別卸と合わない可能性もあると思いますので、その辺の整合性ということも検討を深めていっていただきたいと思いました。

その上で、以前から申し上げているように、私は個人的に考えるとやはり 1 年前からやって、しばらく様子を見て 3 年前に展開したほうがスモールスタートとしてはいいのではないかなという、かなり大きな事業者の変更を伴いますのでそういったほうがベターではないかなと思っているところです。

また容量市場の Net CONE の価格を上げるという議論も進んできていますし、そもそも容量市場、実績として価格が上がってきているので、そうしますとスポットに寄り過ぎるとやはりリスクだということを事業者は認識し始めるとと思いますので、そうすると相対のほうに移ってくるという動きも同時に進んでくると思うので、そういった動きも見ながら 1 年前からスタートして、その動きを見つつ、必要に応じて 3 年というところも義務を課すというような形で展開していくというのも 1 つのやり方ではないかなと思っているところです。長くなってすみません。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は、四元委員どうぞ。

○四元委員

はい。最初のこの履行を促す措置、A 案、B 案について多少コメントしたいと思います。

B 案が恐らく、従前の事務局案にさまざまな意見を踏まえて事業者の個別事情に配慮とか、多様なビジネスモデルを阻害しないようなやり方を旨とするといった観点を加えていただいているのだと思います。これは一見すると聞こえはいいのですが、制度として実効性があるのかというやや疑問に思っております。

例えば個別事情を酌むということですが、例としてここにも A と B の比較として、3 年度前に未達だったけれども調達交渉中であったケースなどというのが挙げられていますけれども、そもそも行政側がこの交渉の有無、程度をどうやって把握するのかと。結局これが確実な事実として把握できるのは、交渉が成功して取引が成約した場合に限られると。その交渉が意味を持つのもその場合に限られる。つまり、供給力確保上意味があるというのは結局交渉が成功した場合だけであるというようなことで、酌むべき事情が何かと

か、それをどうやって認定するのかというのは本当はものすごく難しく、日々の行政実務の中でそれをやっていくというのはかなり至難の技であろうと思うのですね。

そうすると、行き着く先は結局事業者の自己申告ベースでいろいろな事情を把握していくということにならざるを得ないのだとは思いますが、それをこの制度の中に当てはめて運用していくとなると、ここにもありますように未達のレベルが大きくてそれが継続するような極端なケースを一応行政措置の対象として指導、監督し、その先で行政処分にかけていくといった、恐らく緩やかな運用になっていくのではないかと推察をしているところです。

そうすると、これが柔軟な制度運用と言えるのかと。一步間違えると裁量的になるし、あと事業者が頑張ったレベルに応じた対応ということではなくて、そういう観点からも公平性という観点からもどうかといったそれなりに問題が大きいような気はしております。緩やかな運用でやるというのはあるとは思いますが、こういった個別事情を把握していくというのは莫大な行政負担がかかると思っていますので、少なくともそういった膨大な行政コストをかけてやるような運用ではないのかなとは思っています。

あと、多様なビジネスモデルを阻害しないというのも、どのようにやるかというのはよく分からないと。この辺もガイドラインにどう書いていくか次第かということかなとは思っていますので、この辺もやや明確性が欠けているのかなと思っていますので、A案を、少し中長期的でもいいのかもしれないかもしれませんが、追加徴収額の設定というのを適切にできるのであれば模索していくというのは十分あり得る方法ではないかと思えます。

ただ、A案、B案が対立してどちらかというのではなくて、A案もB案もそれぞれ単独では制度として完結しないと思っていますので、例えばB案からスタートしてA案を実現させていくと、そういった考えも十分あるのではないかと考えております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は小宮山委員ですね。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明ありがとうございます。私もA案、B案、両案可能性としてあるものと受け止めております。いずれもA案もB案も、メリットも、長所も短所もあるものと受け止めております。その中でA案について、未達量に比例したペナルティーを課す点、考え方、また供給力確保に伴うコストを事業者に公平に負担していただくという程度線引きをして公平に負担するというところで、分かりやすく公平性のある案だと思っております。

その中で、例えば3年度前に5割という数字を決めてそこからの未達量を算定するという、そういう考え方もあろうかと思いますが、やはりこの5割という数字なのだと思いますけれども、個人的にはある程度の目安としての数字ではないかと。5割を少しでも、0.1

でも下回ったらそれがペナルティーになるというそういうやり方もあると思うのですけれども、3年度前でするのである程度将来的にもその先の不確実性もあるので、あくまで5割というのは恐らく目安としての数字の位置付けとしたほうが望ましいのではないかと。5割を少し下回っても、その点についてはある程度裕度を設けるなど、そういう運用の在り方のほうが好ましいのではないかと認識しております。

また追加徴収額の水準の設定に、こちらもこの、事業者が順守するかどうかには依存すると認識しております。その水準については、恐らく小売事業者のみならず、最終的には需要家への影響にも十分配慮して丁寧に検討が必要であると思っております。

またA案の場合、未達量の把握であったり義務の履行状況の確認を700社に及ぶ多数の小売事業者について継続的に行う必要があるものと受け止めております。その実務対応の在り方も含めた検討が不可欠であると。恐らくそうした場合には、システムの改修であったりさまざまな実務の対応の観点から、行政側、事業者側の双方に負担がどの程度生じるのか、その点をしっかり確認した上でこのA案の実施の判断をすることが大切ではないかと思っております。

また次にB案ですけれども、こちらも柔軟性、裁量がある分、なかなか実施が難しいものと認識しております。やはり問題となるのが、供給力確保が不十分な事業者というのをどういうふうに定義していくのか、その点が非常に重要なポイントになるかと思っておりますので、この点、丁寧に検討を進めることが必要ではないかと思っております。

また仮に供給力確保が不十分な事業者がいた場合に、指導、勧告に加えて、恐らくそこで金銭的ペナルティーを含めることも検討の余地があるのではないかと考えております。この点、B案の中で一部A案の考え方を含めるような形で進めることも一案としてあるのではないかと考えております。

また次に複数事業者の共同調達に関して、こちらは大変良い合理的なご提案と思っております。小売事業者の実務の負担の軽減であったり、また小売側のビジネスモデルの自由度にも貢献し得る、大変合理的なご提案ではないかと受け止めております。

最後に想定需要に関して、こちらも大変難しい問題かと思っておりますけれども、個別事情は全て考慮しようとする制度運用が複雑になるかとも思っておりますので、まずは直近の販売実績をベースにはいかかかと思っております。

その一方で需要が想定以上に増加した場合に未達量が拡大、また逆に需要が減少する場合には過剰な調達の負担が生じる可能性もありますので、やはりこの点、3年間で小売側の需要がどの程度変化が起きているものなのか、少しデータも確認しながら進めてはいかかかとも思っております。私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。次は、原委員どうぞ。

○原委員

ご説明ありがとうございました。私からはやはり、A案、B案の選択肢、追加徴収について申し上げます。今のところB案を支持いたします。

A案については、スポット市場から調達する料金の安い事業者を選択して購入したいという需要家、消費者への影響を考えますと、追加徴収の算出額によっては料金の値上がりやサービスの低下につながる可能性も高いように思います。最終的には事業者の創意工夫が求められるところですが、追加徴収の算出方法については多方面から考慮が必要であると思いますし、なかなか決めにくいのではないかと思います。

そういった点から、市場のビジネスモデルの崩壊などは消費者の選択肢が減るという側面もなきにしもあらずだと思いますので、スポット市場に頼らない新たなビジネスモデルが登場して選択肢が増えるということを期待しつつ、当面B案で進めていただくのが良いのではないかと考えております。柔軟な対応ができるということが望ましいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。委員の方を優先させていただきますので、次は外野委員、どうぞ発言ください。

○外野委員

経団連、外野です。A案、B案のいずれを選択する場合でも、履行の実効性をいかに担保するかが重要と考えます。

A案は、市場メカニズムを通じて事業者の行動変容を促す仕組みであり、導入には一定の合理性があると考えます。追加徴収額の単価設定については、事業者が中長期市場等を活用し、供給力確保を行うための十分なインセンティブとなる水準を予見性のある形として示せるよう、具体的検討を深める必要があると考えます。

一方、B案は、事業者の行動に対する行政措置を通じ、事業者の行動変容を促していく仕組みであり、A案とは性質が異なるものと考えます。この点、ご説明にあったとおり、指導、勧告の要件の設定が肝となると考えます。

両案、補完的な役割もありますため、実際の制度導入に当たっては両案を組み合わせる、必要に応じてもう一方の案を追加的に導入する、といった段階的な手段も考えられると考えます。目的を達成するための実効性確保の観点から、幅広く検討いただければと存じます。

10 ページの再エネの供給力については、過去の実績ベースでkWhとして、どれだけ発電できていたかによって評価するとのことですが、需給に応じて必要な時に必要な出力を確保する観点から、特に変動性再エネの評価として適切であるかはしっかり検討することが必要であると考えます。再エネの重要性は十分理解しておりますが、電力は自由なイン

フラ、社会インフラであることも念頭に検討いただければと考えます。

○山内座長

ありがとうございます。次は川上委員、どうぞ。

○川上委員

ありがとうございます。量的な供給力確保の履行のところの措置については、多様なビジネスモデルへの配慮というのは必要であるという認識をしている一方で、本ワーキングの議論のスタートとて、現状の容量拠出金の負担による供給力義務の確保だけではなく、量的な供給力の確保を加えるというところであったと理解しておりますので、そういう意味では、追加徴収額を支払うということで事業継続が可能となりますと、規律の示し方としてこれまでと変わらないようにも感じます。

また、ほかの委員の方からもコメントがありました通り、やはり制度の分かりやすさという視点も重要と感じております。また、未達に至るさまざまな個別事情が出てくるということも想定され、柔軟な対応が必要かと思っておりますので、B案のように一定の期間は柔軟性を持たせておくことも一案と考えております。

また、想定需要については、恣意性の排除は重要だと思います。販売実績をベースとすることについては、妥当と考えておりますけれども、競争環境が激しくなっていく中で実績と乖離が出るということも想定されるため、事業者からの供給量変動の傾向等の説明も踏まえながら検討する必要もあると考えております。私からは以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次に皆藤委員、どうぞ。

○皆藤委員

ありがとうございます。皆藤でございます。私からは資料3について発言させていただきたいと思っております。今回の制度の趣旨であります安定供給の確保と価格の過度な高騰抑制、これについては賛同する一方で、やはりこういった制度を実施するに当たっては、ペナルティーを前提とするのではなくて、本来は事業者が自主的に義務を果たすことができるような制度にしていくことというのが望ましいのではないかと考えております。

また実需給の3年前という、通常の健全な事業者については自身の収支にも影響することから、あまり適当な計画を立てることはないとも考えます。また加えて、現在世界情勢を見ても長期の予想を立てるということは非常に困難な時代ということもございますので、そうした点から考えるとB案が望ましいのではないかと考えてます。

また、事業者にとって自社の企業名がマイナスの面で公表されるということは大きなペナルティーであり、信頼の喪失につながるということもございますので、金銭的なペナル

ティーというよりもより重い側面もあるのではないかなと考えます。

一方で、ほかの委員の皆さまのご意見を聞いていると、A案、B案それぞれにメリット、デメリットがあるのではないかなとも感じました。初期段階においては制度の柔軟な見直しというものが必要ではないかなと考えながらも、もう少しA案、B案を混ぜるというような議論、こういったものもあってもいいのではないかなと考えているところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。これで委員の方の発言はひとわり終了ということになりますが、これからオブザーバーの方の発言ですね。最初に電取委の新川オブザーバー、どうぞ。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。資料3の12ページについて申し上げます。実需給3年度前のkWh確保について、小売電気事業者のkWhの調達手段として、中長期取引市場のみならず相対取引の重要性が増してくると認識しております。このため電取事務局としては、引き続き内外無差別な卸売の確認を適切に進めていきたいと考えています。

また5ポツのところに、そうした対応を講じてもお3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合、とありますけれども、このkWhの調達環境の整備のための継続的な取引状況の検証については、もちろんそのような事態には至らないことを期待しておりますが、そうなった場合には電取事務局としても協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。次は電力総連の片山オブザーバー、どうぞ。

○片山オブザーバー

片山でございます。よろしくお願いたします。資料3につきまして発言をさせていただきます。電気事業者は、需要家と供給契約を締結する以上は、供給力を確保し供給義務を果たさなければなりません。この責務は過去から変わるものではございません。この電力システム改革が行われて以降、さまざまな影響等もあって課題も生じてきたものと受け止めておりますけれども、今回の供給力の確保の在り方についての議論につきましては、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から非常に重要な視点でもありまして、早急に検討を進めるべき課題であると認識しております。

本日、履行を促す措置として事務局から提案をいただいておりますけれども、今後議論を進めるに当たっては、ぜひこの本議論の目的を失うことなく、国民および各産業にお

いて電気を安心してお使いいただくことができるよう、電力の安定供給につながる実効性のある制度に整理していただくよう検討を進めていただきたいと思います。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は広域機関の大山オブザーバー、どうぞ。

○大山オブザーバー

大山でございます。ありがとうございます。中長期のkWh確保の履行を促す措置について、ご提案の中で容量拠出金を取り上げられておりましたのでコメントさせていただきたいと思います。

kWhの確保のために既存の容量市場の仕組みがありまして、弊機関はその市場運営主体として容量拠出金の徴収等を担っております。主に小売事業者を対象とした費用回収の仕組みについては、既存の容量市場のスキームも参考になるということから、資料には一例として容量拠出金との記載があるものと認識しておりますけれども、kWh確保については必ずしも現行の容量市場と制度趣旨を同一とするとは言えないと考えております。容量拠出金という名称で良いかも含めて、注意深い検討が必要と認識しております。

今後、A案の方向で議論を深めるのであれば、当該拠出金の建付け、ならびに容量市場との関係等についての整理も必要であると考えております。弊機関といたしましては、既存市場の運営経験を活かしまして検討に協力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。次はENEOS Powerの香月オブザーバーどうぞ。

○香月オブザーバー

はい。まず、ご説明ありがとうございます。また、これまでのワーキンググループでの議論を踏まえ、丁寧に検討を行っていただき感謝を申し上げます。私からは資料3について4点、コメントおよび質問を申し上げます。

まず1点目ですね。この履行を促す措置についてですが、そもそもこの議論の目的に立ち返りますと、電力の安定供給と価格の過度な高騰の抑制、それから発電事業者の予見性の確保といったものだったと思います。この目的を達成することが本質であり、そのことを第一に考える必要があると思います。

A案は経済的ディスインセンティブを与えるという一方、B案は行政手続き的なアプローチであるということが大きく異なる場所かと思えます。A案では市場連動メニューなどを主体として行っている事業者に対しては一定の配慮になりますし、経済的リスクを

負うかどうかの判断も自らの責任に委ねることができるということがある一方で、kWhの確保義務を最初から行わずに容量拠出金を追加で払えばよいといったような事業者が増えてきますと、制度本来の趣旨から遠ざかるような気もいたします。

一方B案は、義務を果たしたかどうかというのは直接行政によって評価されるといった簡素な立て付けになっておりまして、さまざまな事情を抱えた事業者がいたとしても、行政側による斟酌（しんしゃく）、あるいは義務の強度の柔軟化により、制度目的を迅速に一定程度達せられるのではないかと思います。

これまでも申し上げましたが、原則として全ての小売事業者に公平に義務を持たせることが重要かと思っておりますので、それぞれの事情を斟酌することはあるかと思っておりますが、期間限定での義務の緩和を行うことなどが現実的ではないかと思っております。

次に2点目、こちらは質問になりますが、8ページの複数事業者による共同調達についてでございます。これまで小売電気事業者が法令などに定められたさまざまな義務を課せられている場合、一定の条件、例えば資本関係を有する場合などに限って共同達成を認める例が省エネ法や高度化法などであったかと存じます。

今回の事務局提案では、共同調達ができることの検討とありますが、複数事業者の条件についてどのように考えられているのか、ご見解をお聞きできればと思います。BGに入っているということが条件なのか、それ以外の民民の契約でもいいのかなどでございます。

あと3点目に、10ページの再エネの発電量の評価につきましても、稼働済みのものにつきましても実績があるのですけれども、稼働予定の場合、稼働時期や発電量は大きく乖離する可能性もありますので、何らかの基準を設ける必要もあるかと思っております。

最後に11ページの想定需要についてですが、恣意的な算出を回避するためにも、直近の販売実績を基に需要を想定することについて一定の合理性があると考えます。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は電気事業連合会の安藤オブザーバーどうぞ。

○安藤オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の安藤でございます。これまでの議論を踏まえて、論点をご提示いただきましてありがとうございます。昨年のワーキングでも申し上げましたように、制度設計に当たりまして最も重要なのは、安定供給の基盤となります電源・送配電に係る設備面と燃料面を盤石なものとするのと認識しております。こうした基盤構築があつて初めて、お客さまに安定的に電気をお届けすることができるものと認識をしております。従いまして今回ご提示いただきました論点の検討に当たりましても、その実効性が確保できるかが重要だと考えております。

その上で1点目でございますが、履行を促す措置につきまして、A案は追加徴収額の単

価が義務不履行のディスインセンティブとして有効に機能することが重要だと考えます。この点、正当に義務を履行した事業者と比べまして、それ以上の負担水準とすることが最低限必要と考えます。一方で、金銭以外で義務履行を促す措置としてのB案につきましても、実効性が確保されるよう制度設計をお願いしたいと存じます。

2点目でございます。複数事業者による共同調達につきましては、小売事業者のビジネスモデルの幅を広げる可能性があるため、検討を進めていくことに賛成いたします。

3点目でございます。需要想定についても留意が必要と考えております。小売事業者の通常の事業運営としましては、将来の販売量を想定した上で、その量に基づいて最適なポートフォリオを目指して電源調達を行っております。資料において、直近の販売実績を基にする案は、実需要で想定される販売量と乖離したkWhの確保を求めることになる恐れもあると記載していただいておりますとおり、小売事業者の事業実態と乖離した制度運用になりますと収支にも大きな影響が生じかねないと考えます。本論点は小売事業者に大きな影響がありますので、引き続き丁寧にご議論、検討いただきたいと思います。

最後に4点目でございます。実需要、実需給3年度前のkWh確保につきましては、本制度の検討の背景であります安定供給の基盤構築や、お客さまに安定的に電気をお届けするという観点から極めて重要なポイントであり、この点を念頭に検討を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。ということで、これでご発言をご希望の方、皆さんに発言いただいたこととなります。事務局からコメントあるいはご回答をお願いします。

○添田電力基盤整備課長

さまざまなご意見を頂きまして、ありがとうございました。特にA案とB案ということで今回お示しをさせていただきましたけれども、その点について特に皆さま方からメリット、デメリット含めていろいろなコメントを頂いたということに感謝申し上げたいと思います。われわれ事務局といたしましても、いずれの案を取るにしても運用上難しい面があると思っておりますし、どちらのほうの方が完全に優れているということではないのだろうと思っている、そういう悩みを抱えながら皆さんのご意見も聞いてみたいと思ったので、今回こういう形でお示しさせていただいたということでございます。

ちょっと今日頂いたご意見を整理いたしまして、どういう形でやっていくのが良いかというところを、改めてまたこちらのほうで検討させていただきたいと思っております。

それから、それ以外の論点につきましても、皆さま方からいろいろご意見を頂きましてありがとうございました。

香月委員から、複数事業者による共同調達につきまして、事業者の要件をどう考えているかというご質問がございました。これは今バランスグループについては特に資本関

係を有しているということでもないのだと理解をしてございますので、今の実態に立脚してやるということを考えてございましたので、あまり事業者間の資本関係など要件にしない。つまり、契約があればこういうことを認めてもいいのではないかという前提に立ってご提案をさせていただいてございました。もしそうすると何か支障があるということであれば、また改めて個別でも構いませんのでご指摘を頂戴できればと思います。

それからあと、共同調達は比較的皆さんからゴーサインを頂けたかと思えますし、再エネのところにつきましても、ちょっと幾つか課題もあるようなコメントも頂戴してございますけれども、大きなところではそれほどご異論はなかったのかなと考えてございます。

想定需要のところは実績を使ったほうがというご意見が多かったように思いますけれども、一方でその実態との乖離をどう補正するかといったようなところも留意が必要であるというご意見が総じて多かったのかなと思いますけれども、ちょっとそれは実務的にどういう形でやれるかということは改めて考えさせていただければと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。今、添田課長がおっしゃっていたとおりでと思いますが、私の目から見ると、ある程度議論が収束してきたなという感じは持っています、それをもう少し事務局で深掘りしていただいて具体的に、まだ時間もあるようですので検討して進めていただければと。どうぞよろしく願いいたします。

それではちょっと時間の関係で急ぎますが、議題2、これは経過措置の関係です。それから議題3、これは電取委の建議ですね。これについて、小柳室長から両方合わせてご説明いただきたいと思います。よろしく願います。

(2) 制度環境の変化を踏まえた経過措置料金等の対応について

(3) 電力・ガス取引監視等委員会からの建議を受けた対応について

○小柳電力産業・市場室長

電力産業・市場室から、資料4、5についてご説明をします。まず資料4でございます。経過措置料金の関係ですけれども、このワーキングにおいても経過措置料金の在り方ということで議論をいただきました。例えばですけれども、燃料調整費制度なども含めて今後適切な場で検討するというようにしているわけですけれども、今日は防衛特別法人税が2026年から創設されるということで、この点について先取りして検討いただきたいと思います。ということでございます。

2ページをご覧くださいますと、2025年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律の中で、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法が改正されまして、防衛特別法人税が創設されたということでございます。こ

れによって2026年4月1日以降は防衛特別法人税が課されるということになりますので、防衛特別法人税についても事業者の裁量によらない外生的な影響を受ける費用であるということで、経過措置料金においてその他の法人税などと同様に原価に参入できるように関係省令を改正することとしてはどうかということでご考えてございます。

これは経過措置料金だけではなくて、一般送配電事業者が設定する託送料金においても同様なことが求められることになりますので、託送料金においても原価に参入できるように、併せて関係省令等を改正することとしてはどうかというのが本日の内容でございます。

3ページ以降は具体的な改正イメージを載せているだけですので、ここでは説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料5ですけれども、電力・ガス取引監視等委員会から頂いた建議を受けた対応についてということでございます。今回、1月14日にレベニューキャップ制度の見直しについて電取委から建議を頂いたということでございます。レベニューキャップ制度は、一般送配電事業者が託送料金を設定する時のルールでございますけれども、電取委においては、物価変動の情勢変化なども踏まえまして、電気の託送料金において物価等の上昇に対応できるように、第1規制期間、2023年から2027年度ですけれども、ここにおける制度措置について検討してきていただいたということでございます。ここで得られた結論を反映する形で関係省令等を改正してはどうかということで、建議を頂いたということでございます。

3ページに行ってくださいまして、建議の背景ということですが、電気の託送料金ですが、2023年度からレベニューキャップ制度が導入されています。レベニューキャップ制度では、規制期間、5年間ごとに事業計画の実施に必要な費用総額、収入上限を設定した上で、経済産業大臣の承認を受けてその収入上限の範囲内で託送料金を設定することになってございます。

現行、今第1規制期間、2023年から2027年度の5年間ですけれども、この時における収入上限を審査した時にはまだそこまで物価上昇の影響が顕在化していなかったということもありましたので、この2023年から2027年度の間における物価変動は考慮しないということにされたということでございます。

一方で、その後ですけれども、足元でも人件費、物価関連指標が急激に上昇しているということもありますし、金利の上昇に伴いまして支払い利息の増加にも直面しているということがございます。各一般送配電事業者においては効率化の努力なども行っていただいておりますけれども、今後継続的かつ安定的な事業運営であるとか、一般送配電事業者から委託を受けて電気工事業などをやっていただいている事業者の方々の賃上げが難しくなっていくのではないとか、老朽化した送配電網の更新であるとか、GX、DX推進にも支障をきたすことが懸念されるということで、レベニューキャップ制度における物価等の上昇の取り扱いに関する議論が電取委において開始されたということでございます。

4ページに行ってくださいまして、今回の建議いただいた内容についてですけれども、

監視等委の中で検討した結果、第1規制期間における物価等の上昇に対応するために、以下1～7に書いてあるような措置を講じてはどうかということで建議を頂いてございます。なお、第2規制期間における物価上昇影響等については、別途検討されるというものと認識してございます。

論点1～7までございますけれども簡単にご紹介しますと、①については第1規制期間、5年間あるわけですけれども、その間のどの部分について物価上昇を反映することを認めるかということですが、2023年から2027年度までである5年間のうち、2026年度と2027年度の2年間に限定して、物価上昇の影響を織り込むことを認めてはどうかとさせていただきます。

2つ目の論点、②ですけれども、制度措置の対象とする投資量ということで、第1規制期間のレベニューキャップ、収入上限を定めた時の第1規制期間が開始する前に設定をした計画ベースではなくて、その後見直しをした合理的かつ現実的な投資量を前提として、こういった反映をしていってはどうかとさせていただきます。

論点3、制度措置の反映方法ということですが、2028年度から始まる第2規制期間、翌期での調整での反映を基本とするということにしていますけれども、第1規制期間の間に申請をすることも可能としてはどうかという制度になってございます。

論点4、制度措置の対象とする費用項目ですけれども、OPEX、CAPEX、次世代投資費用、その他費用を対象として、物価上昇の織り込みを認めることとしてはどうかとさせていただきます。

⑤ですけれども、物価等上昇の影響額算定の基準年度ということで、第1規制期間の収入上限を定めた時には2021年度を基準として設定をしておりましたので、物価上昇の影響の基準についても2021年度を基準年度とすると。その上で、例えば2026年の対象費用については2025年までに契約等がなされることもありますので、2021年度を基準として2025年までの物価上昇影響を反映するような形で認めてはどうかとさせていただきます。

⑥適用する客観的な公表指標ということですが、物価上昇をどの程度認めるかというのをどの指標に応じて認めていくかということですが、人件費等の費用項目に関しては、消費者物価指数を前提に、投資項目については建設工事費デフレーターを適用する形で物価上昇の影響を反映してはどうかとさせていただきます。

⑦事業報酬の取り扱いということで、資本コストも増えているわけですが、元々設定した時には、例えば2017年から2021年までの公社債利回りの平均値などを前提に事業報酬率を定めていたわけですが、これを直近5年平均の公社債利回りの数値などを前提としたものに置き換えた上で、その差分について費用計上することを認めてはどうかとさせていただきます。

こういった内容を反映する形で省令等を改正するべきだというような建議を頂いたということでございます。

5ページに行ってくださいまして、こういった建議を踏まえた対応方針ということで

けれども、エネ庁としても一般送配電事業者の継続的かつ安定的な事業運営であるとか、ここから委託を受けて工事に携わっていただいている事業者の方々の賃上げを図っていくことは重要だと思っておりますので、監視等委から頂いた建議を反映する形で関係省令を改正することとしてはどうかと思っております。

資料4、資料5、両方についてですけれども、このワーキングで了承いただければ、パブコメなども実施した上で関係省令の改正を行っていくこととしたいと思っております。

6ページ以降は監視等委で議論された時の説明資料などを貼っておりますので、説明は割愛をさせていただきたいと思っております。以上につきまして、審議いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○山内座長

ありがとうございました。それでは議題の2と3ですね、2は基本的には防衛特別法人税というのができて経過措置料金をどうするかという話です。それから3番、議題の3は建議でありますけれども、これは最近いろいろ物価上昇等あるのでそれについてレベニューキャップの中でどう扱うかということではありますが、いかがでございましょう。ご発言のご希望があれば、同じように。これはまずは新川オブザーバーからご発言いただいたほうがいいですね。どうぞ。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。まず資料4につきましては意見はございません。防衛特別法人税ということでございますので、適切な関係省令等の改正が行われることを期待しております。

資料5につきましてでございますが、昨今の人件費、物価、金利の上昇を踏まえて、レベニューキャップ制度における物価等の上昇および事業報酬の取り扱いに関する制度見直しについて、電力・ガス取引監視等委員会の審議会である料金制度専門会合での議論を踏まえて経済産業大臣に建議をさせていただいたものでございます。本日のご議論を踏まえて、関係省令の改正等、適切な対応が行われるということを期待しております。

なお、今後制度見直しが行われ、各一般送配電事業者から期中調整の申請等があった場合には、電力・ガス取引監視等委員会としてはその内容について適切に審査を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは小宮山委員、どうぞご発言ください。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明いただきましてありがとうございます。私から、資料5に

ついて少しだけコメントさせていただきます。

今回、ご建議を頂いたレベニューキャップ制につきまして、大変意義のある重要なお建議であると受け止めておりまして異論はございません。また一方で、このワーキンググループにおいても再エネ導入拡大であったり、また安定供給の確保に向けて大規模系統整備を着実に進めるために、資金調達であったり費用回収の円滑化に関する検討が進められ、そちらも大変意義のある方向性が示されたものと認識しております。

その上で少しコメントでございますけれども、電力系統につきましては、新規の系統と既存の系統を一体的に整備、維持、運用していく視点が大変重要であると考えております。このワーキングでも方向性が示されたGX実現に向けた大規模系統整備につきましても、既存の系統が安定的に維持、運用されて、初めてその効果が十分に発揮されるものと認識しております。

電力ネットワークの価値は、新規の大規模系統整備と既存の系統の安定的な維持、運用の双方によって支えられるものであると受け止めておりますので、今後も今回ご建議いただいたレベニューキャップ制の内容を踏まえつつ、既存系統を含めた系統を巡る状況、ご説明の中にもあった物価や事業報酬などの動向をご注視いただいた上で、費用回収や資金調達の在り方について、必要に応じてご検討、ご継続いただければと考えております。私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。秋元です。資料4、5とも賛成なので特に申し上げることはないのでございますけれども、今回資料5のところでございますと、第1規制期間に関する対応ということでございまして、これはこういう対応で結構かと思うのですけれども。

私の理解ですと、やはり今回は第1規制期間の部分での変更ということで、かなり抑制的に項目を絞って変更を認めるという建議だと思っています。ただ、今後第2規制期間の検討というところを考えていただく上で、事業報酬率が今のままではあまりに低すぎるという理解もしておりまして、昨今の物価上昇、賃金の上昇という状況を踏まえると、この電力インフラを整備し、ここに携わる人たちに魅力がない形の中で、人材が枯渇していくのではないかと非常に強い危機感を持ってございまして。

これは電力だけではなくて、日本の全体、もう先進国全体の課題になってきていると思うのですけれども、そういったインフラが非常に脆弱（ぜいじゃく）に古くなってくる中で、適切にそこに報酬がない中で人がそこに集まらなくなってきて脆弱になりつつあるという非常に強い危機感を、われわれは共有しないといけないと思っています。もうけるということではないのですけれども、本当にほかと比べて適正な形での報酬率になってい

るのかということをしっかり考えていっていただきたいと思っています。

そうしないと、短期でコストを絞ったという錯覚をして、結局長期になると人がいなくなって非常に高いコストを払わないといけないということになってくる可能性があると思いますので、ちゃんと持続的にしっかり回っていくような制度設計にしていいただきたいということを強くお願いしておきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は川上委員、どうぞ。

○川上委員

ありがとうございます。資料5についてコメントさせていただきます。

建議を踏まえた対応方針につきましては、想定以上の環境変化も起きており、建議の背景も理解いたしますので、関係省令等の改正を行うことにつきましては賛同いたします。

また、第2規制期間の検討について、コメントさせていただきます。これから多額の調達が必要となる中で、改めて海外投資家の声も踏まえた検討というのは重要だと考えております。

ここで指す海外投資家は特に日本の電力会社にとってエクイティとデット両方の重要な投資家であり、こういった投資家の視点や指摘も軽視できないと考えており、主に二点ございます。

一点目は、送配電事業に関しましては、収益性の低さに加えまして、規制事業でありながら収支のボラティリティーが高いという複数の指摘がございます。次の規制期間で取り漏れた分は勘案されると説明はするものの、なかなか理解を得るのにハードルが高いという状況もございます。

二点目は、各社で幅はありますが日本の電力会社の自己資本比率の低さであり、今後の電力需要の増加に向けた多額の調達や、欧米の電力会社との対比を踏まえますと、日本の電力会社に求められる自己資本比率の目標の目線といたしましては30%程度というような意見もございます。

資本市場の投資家は、投資先という観点では送配電会社をグループ一体で見えており、連結フリーキャッシュフローはそういう意味では極めて重要だということもございます。

資産規模も発電事業と同じ規模というところもあり、グループ全体での収益性の確保と自己資本比率の確保というものが重要だと考えます。第2規制期間の議論にあたっては、送配電会社の事業報酬率の個別要素のみを取り出して議論するというのではなく、電力システム全体として捉えながら適切な水準を設定することで、株式会社としての経営の持続性を示していくということが重要であると思っております。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は、田村委員どうぞ。

○田村委員

みずほ銀行の田村です。資料5についてコメントいたします。送配電網というのは既にほかの委員の方もおっしゃられているとおりですけれども、非常に重要なものでもありませんし、適切な更新投資と新規投資が必要だと理解をしております。

レベニューキャップ制度が導入され、第1規制期間の中でさまざまな論点、課題が見えていると思いますし、また金融機関から見ると、本来であれば安定のはずが決してそういった決算になっていないということも含めて論点があるのではないかと思いますけれども、さまざまな民間の送配電事業者さまの状況というのはキャッシュフロー負担等も想定以上に膨らんでいるのではないかなと思っております。

今回の建議という形で挙げられているということ、主な議論というのは別の場所で行われていると理解をしておりますが、こちらは非常に重要な制度措置だと理解をしております。レベニューキャップ制度の第1規制期間内におけるさまざまな環境変化における対応ということになりますし、こちらに関しては重要だと思っております。

今後につきまして、やはり次の議論というのは第2規制期間ということだと思っておりますけれども、それはこの場で議論すべきことではないということは分かっておりますが、とはいえ外部環境の変化、インフレであったりですとかエスカレーションのタイムリーな反映というのでなければ厳しいといえますか、事業者さん負担になる部分が多くなると思っております。

また、長期的な効率化ということを考えますと、DX投資を推進する策でしたり、調整力費用の取り扱いでしたり、非常に考えていくべきことは多いと思っております。

事業報酬率に関しては、既にほかの方からもコメントがありましたけれども、非常に厳しい水準であろうと思っております。皆さまは民間事業者でありまして、連結で上場されているというところがございます。その中で、この事業報酬率というのが合理的に説明できるのかというところがございます。実際に決算説明会をやるとかそういった場面におきましても、この送配電事業の厳しいところということに関して質問が出るなど、事業者さんも非常に対応に苦慮される場面もあるのではないかなと思っております。

またそれに加えまして、やはりきっちりとした金銭的なところがなければ、こちらは秋元先生もおっしゃられたことでありますけれども、設備工事を支えている工事会社の方々が担ってくださいますかという問題があるかと思っております。他案件との比較の中で、相対的に条件の良い案件にシフトしているという声も伺っております。労働力には限りがある中で、施工力、サプライチェーンの維持、確保という観点では、もちろん負担とのバランスというものはあるとはいえ、やはりしっかりと工事が行える、事業が維持できる体制というものは必要かと思っておりますし、今の現行の事業報酬率というのは他のインフラと比べて

も非常に低い水準にあるのではないかと考えております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。委員の方でほかにいらっしゃいませんか？ それでは取りあえず電力総連の片山オブザーバー、どうぞご発言ください。

○片山オブザーバー

ありがとうございます。片山でございます。資料5につきまして意見を述べさせていただきます。資料5につきましては、その背景も踏まえまして、電力・ガス取引監視等委員会におきまして議論がなされましたレベニューキャップ制度における価格等の取り扱いに対します検討結果につきましては、現場の実態等も把握された上での結果と受け止めておりまして、一定の理解ができる内容であると考えております。

この制度開始以降、人件費であるとか物価関連指標が急激に上昇し、資機材等も高騰する中、このエスカレ上昇分を託送料金へ反映できないという状況が続く中におきまして、現場における作業の計画変更であるとか上昇分の費用の事業者負担などが強いられることなど、本制度開始以降事業の不透明さが増していつている状況であるとともに、現場におきましては懸命にこういった状況の中でも電力の安定供給を支えてきました。加えてこのGX、特にそれに関連するデータセンターの系統連携等への対応など、新たな取り組みにも対応してきたわけでございます。

送配電事業におきましては、大手電力会社のみならず、例えば変電所の建設に携わる土木、建築事業者さんであるとか、あるいは変圧器、開閉器など電力設備であるとか、電力のメーターを製造するメーカーさん、さらには電気を需要家まで届ける電力系統を構築する電気工事業業者、そしてこれら設備の保守であるとかメンテナンスを行う電力保守事業者など、さまざまなサプライチェーンとそこに働く方々に支えられている産業であることをいま一度皆さまと認識を1つにさせていただきたいと思っております。

その上で、エスカレ上昇分をこの託送料金に反映することは、これら多くの事業者とそこに働く者を支えるだけでなく、安定供給を支える産業がより強固になるとともに、現場における作業安全の確保にもつながる大変重要な議論であると考えております。適正な価格転嫁の観点からも、この建議の内容は早急に対応が必要なものであると受け止めております。

引き続き現場で働く者の実情や声を確認、把握していただくとともに、このインフラの維持、さらにはエネルギー安全保障の観点から議論を進めていただきたいと思います。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は、送配電網協議会の山本オブザーバーどうぞ。

○山本オブザーバー

ありがとうございます。送配電網協議会の山本でございます。資料5に関してですけれども、レベニューキャップ制度の第1規制期間における物価等の上昇および事業報酬の取り扱いにつきまして、電力・ガス取引監視等委員会からの建議を踏まえた対応について整理をいただきました。感謝申し上げます。

足元の物価や金利の上昇による影響は極めて大きく、一般送配電事業者の努力のみで吸収することは困難でありまして、継続的かつ安定的な事業運営や委託先での賃上げなどを図る観点からも、第1規制期間についても制度措置いただける方針で整理いただいたと理解しています。

安定供給の確保の実現のためには、中長期的なサプライチェーンや施工力の維持、とりわけ人材の確保が不可欠であり、今回整理いただいた内容の趣旨を踏まえて、一般送配電事業者としてもこれらの取り組みを一層進めてまいる所存でございます。

また、これまで本ワーキンググループでも議論されてきましたとおり、必要な供給力を確保して電力分野の脱炭素を実現するためには、今後短期間に大規模な投資を行っていく必要があります。加えて高度経済成長期に建設された設備の更新が大量かつ長期にわたって大規模に続いていくと想定されます。従いまして、電気事業を安定的に行っていくためには適正な事業報酬率を確保する必要があると認識しています。

レベニューキャップ制度における第2規制期間の事業報酬率については、資料の15スライドにもありますとおり、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合において検討することとされておりますけれども、第8回ワーキングで取りまとめていただいたように、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取り組みを総合的に推進していくことが必要と考えております。

一般送配電事業者としましても、事業リスクや資金調達環境などを勘案の上、送配電投資を促進すべく取り組んでまいりますので、適切な制度の在り方について引き続きご検討をお願いしたいと思います。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。それではご意見いただきましたことについて、事務局からコメントがあればと思いますのでよろしくお願いたします。

○小柳電力産業・市場室長

ありがとうございました。資料4、5で記載した内容そのものについては同意をいただけたということだと思っておりますけれども、今後、第2規制期間に向けたレベニューキャップ制度の在り方についてさまざまなご意見を頂いたものと受け止めております。監視等委においてこれから議論がされていくと思っておりますけれども、今日コメントいただき

ました施工力確保であるとか人員確保、DX、GXの推進といった観点から、エネ庁としても当然問題意識を持っている部分でありますので、監視等委ともいろいろ議論しながら検討していきたいなと思ってございます。私からは以上でございます。

○山内座長

新川オブザーバーからもコメント頂ければと思います。よろしく申し上げます。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。委員の皆さま、オブザーバーの皆さまから頂いたご指摘については大変共感をするとところでございますし、それを踏まえてしっかり議論していかなければいけないと思っております。

今回の建議は第1規制期間に係るものでございますが、第2規制期間の検討に向けては、頂いたご指摘もしっかり踏まえながら検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

3. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。ということでございますので、ご関係者の方は、関係省令等の改正、必要な手続きを進めるということでよろしいかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事はこれで終了ということになります。本当に活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして第9回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ、これを閉会といたします。どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。